

(目的)

第1条 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、佐渡市の住民の福祉の向上又は交通空白域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6項第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 佐渡市交通政策課長
- (2) 佐渡市社会福祉課長
- (3) 佐渡市高齢福祉課長
- (4) 新潟交通佐渡株式会社の代表者
- (5) 佐渡地区ハイヤー協会の代表者
- (6) 新潟交通佐渡労働組合の代表者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局の代表者
- (8) 佐渡市社会福祉協議会の代表者
- (9) 民生委員児童委員
- (10) 佐渡市老人クラブ連合会の代表者
- (11) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、佐渡市交通政策課長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、協議会の運営上必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報取り扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、交通政策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会設置要綱(平成27年5月15日施行)第7条の規定に基づき、佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の庶務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、佐渡市交通政策課長補佐をもって充てる。
- 3 事務局員は、事務局長が指名する佐渡市交通政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、佐渡市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会設置要綱（平成27年5月15日制定。以下「要綱」という。）に基づき、佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、佐渡市のほか事業に参加する者からの負担金、補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎年会計年度予算を調整し、協議会の会議（以下「会議」という。）に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に規定する以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、佐渡市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議で報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員に協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、佐渡市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会に諮るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、佐渡市の例によるものとし、特に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会(以下、「協議会」という。)の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の取扱い)

第2条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、用途及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を作成し、整理保存しなければならない。

2 事務局長は、公印を堅固な容器に収め施錠の上、保管しなければならない。

(公印の使用)

第5条 事務局長は、公印を使用する場合、会長の許可を得て使用しなければならない。

(公印の新調又は廃止)

第6条 事務局長は、公印を新調又は廃止する場合、会長の許可を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

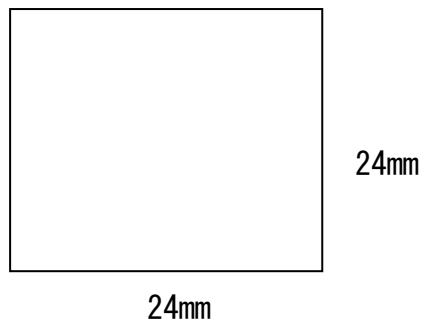
附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名称 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会会長之印

形状及び寸法



書体 てん書

用途 会長名をもって発する文書

個数 1

別記様式(第3条関係)

公印台帳

公印名			
新調	年 月 日	廃止	年 月 日
理由		理由	
印影		書体	
		寸法	